

特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ
～「観光先進国」の実現に向けて～（骨子）

特定複合観光施設区域整備推進会議
議長 山内 弘 隆

1. 日本型 I R の在り方

我が国における I R の導入は、単なるカジノ解禁ではなく、また、I R 事業を認めるだけのものでもなく、世界の人々を惹きつけるような我が国の魅力を高め、大人も子供も楽しめる新たな観光資源を創造し、日本を「観光先進国」へと飛躍させるという公益を実現するものでなければならない。

2. I R 区域・I R 事業者

- 都道府県又は政令市が I R 区域を申請、国土交通大臣が認定。
- I R の中核施設を「M I C E 施設」「宿泊施設」「魅力発信施設」「送客施設」と定義。
- I R 事業者は、カジノ事業を含めた I R 事業全体を所有・経営・運営する一体性が確保された事業形態が原則。

3. 世界最高水準の規制：カジノ規制

- 事業者のみならず、役員、株主、取引先等幅広い関係者に対し、免許・許可等の際の背面調査を通じて廉潔性を確保。

4. 世界最高水準の規制：弊害防止対策

- 厳格な入場回数制限・本人確認等により万全の対策。

5. 公租公課等

- 納付金等は国・地方において幅広く公益に活用。

6. カジノ管理委員会

- 厳格なカジノ規制を的確に執行するための体制を整備。